|  |
| --- |
| 中小企業消費税  引上対策支援事業  ご案内  **～固定経費削減などに繋がる取組（事業）を支援します～**  **京都府と福知山市商工会では、本年１０月からの消費税率引上げに伴う中小企業の皆さんへの影響を抑制するため「中小企業消費税率引上げ対策支援事業」を実施します。**  **これは、消費税率引上げ・軽減税率導入への対応をスムーズに行うための取組や、消費税率引上げの反動による業績の悪化を防ぐため、皆さんが実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。** |

**【申請受付期間】**

**令和元年８月１９日（月）から令和元年９月２０日（金）まで**

**【申請書の提出先】**

**中小企業等：中小企業応援隊員を経由して福知山市商工会へ提出**

**【申請要件】**

**福知山市商工会の中小企業応援隊員の支援を受けている中小企業等**

**【問合せ先】**

**福知山市商工会　本　所　　　℡５６‐５１５１**

**三　和支所　℡５８‐３６６７**

**夜久野支所　℡３７‐０００１**

**１　京都府内に事業所（団体）等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象**

⑴　中小企業等

〔中小企業の範囲〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　 種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
| 製造業・その他の業種 | ３００人以下 | ３億円以下 |
| 卸売業 | １００人以下 | １億円以下 |
| 小売業 | ５０人以下 | ５，０００万円以下 |
| サービス業 | １００人以下 | ５，０００万円以下 |

※　一部対象とならない業種もありますので、お問い合せください。

⑵　小規模企業

〔小規模企業の範囲〕

|  |  |
| --- | --- |
| 業　 種 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業・その他の業種 | ２０人以下 |
| 卸売業 | ５人以下 |
| 小売業 | ５人以下 |
| サービス業 | ５人以下 |

※　一部対象とならない業種もありますので、お問い合せください。

**２　 令和元年８月１９日（月）から令和元年１２月３１日（火）までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組（事業）などが対象**

　（受付期間に係る事業実施期間の範囲）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 開始 | 終了 |
| 受付期間 | 令和元年８月１９日（月） | 令和元年　９月２０日（金） |
| 事業実施期間 | 令和元年８月１９日（月） | 令和元年１２月３１日（火） |
| 実績報告書提出期間 | 事業終了から１０日以内 | |

**【対象外】**

・　当取組（事業）の交付決定前に終了した取組（事業）

・　同一取組（事業）について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている

場合、又は受けることが決まっている場合

**３　補助金については次のとおり**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **対　　象** | | **補助率** | **補助上限** |
| 中  小  企  業  等 | 小規模企業※ | ３分の２ | 200,000円 |
| 中小企業（小規模企業除く。）※ | ２分の１ | 300,000円 |

**【補助対象経費の具体例】**

**中小企業応援隊（商工会経営支援員）の伴走支援により、消費税率引上げ・軽減税率導入への対応をスムーズにするための取組や、固定経費の削減に繋がる機器導入や経営改善の取組を実施するもの**

◆消費税率引上げに伴う価格表示変更等の取組に係る経費など

・ホームページ、看板、メニュー表、値札等の作成経費

◆消費税率引上げの反動による対策として、固定経費の削減に繋がる機器導入や経営改善の取組

・省エネ型保冷庫・空調の導入、ＰＯＳ端末の導入経費

◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

※補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手（発注や契約行為を含む。）した取組（事業）については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組（事業）であっても、交付決定日以降の支払いが対象となります。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

※補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

**４　交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください（必着）。**

⑴　○印の書類を、原本（押印したもの）１部を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提 出 書 類 | 中小企業者等 |
| 交付申請書 | ○ |
| 事前着手届 | ○（※１、※２） |

※１　令和元年８月７日以降で交付決定の日以前に事業に着手（発注や契約行為む。）

される場合は交付申請書の下部に記載の上、提出してください。

※２　令和元８年６日以前に着手（発注や契約行為を含む。）の取組（事業）については、補助金の交付を受けることができません。

⑵　交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員にお申し出ください。

**５　取組（事業）については、下記の事項を評価の基準とします。**

⑴　固定費削減に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。

⑵　具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

**６ 　補助金の交付又は不交付の決定は、募集期間終了後、選考を行い、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に通知いたします。**

⑴　補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額

の全てに応じられない場合があります。

⑵　補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

**７ 　実績報告書の提出について**

1. 補助事業終了後速やかに実績報告書を福知山市商工会に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。

（その際、取組（事業）実績について中小企業応援隊員が確認させていただきます。）

1. 福知山市商工会において実績報告書を受理後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。